

令和7年度

# 事業系一般廃棄物 減量計画書の手引書

富山市廃棄物対策課



# 目 次

1	事業系一般廃棄物の処理	1
2	廃棄物の減量とリサイクル（再生利用）について	3
3	事業系一般廃棄物減量計画書について	5
4	事業系一般廃棄物減量計画書の記入要領	8
5	関係法令等	
	（1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	10
	（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則（抜粋）	11
	（3）富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）	12
	（4）富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）	13
	（5）建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び施行令（抜粋）	13
	（6）大規模小売店舗立地法及び施行令（抜粋）	14
	（7）産業廃棄物の種類	15

# 1 事業系一般廃棄物の処理

## (1) 廃棄物の区分

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。本市では、廃棄物処理法に基づき、富山市一般廃棄物処理基本計画を定め、次のように廃棄物を区分しています。

<富山市の廃棄物の区分>

令和6年4月1日現在

廃棄物	生活系ごみ (一般家庭の日常生活から生じた廃棄物)	一般廃棄物	燃やせるごみ	
			燃やせないごみ	
			資源物 (再利用できるもの)	空き缶
				空きびん
				ペットボトル
				プラスチック資源
				紙製容器包装
				古紙（新聞・雑誌・段ボール）
				衣類
				水銀使用製品
小型廃家電（パソコン含む。）				
廃食用油				
<b>事業系ごみ</b> (事業活動に伴って生じた廃棄物)	<b>事業系一般廃棄物</b>	<b>産業廃棄物以外のもの</b>		
	<b>産業廃棄物</b>	<b>20種類（P15参照）</b>		

### ◎用語の定義

- ※ 廃棄物----- 占有者自らが利用、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいう。
- ※ 産業廃棄物----- 事業活動に伴って生じた廃棄物であって、法律、政令で定める20種類のものをいう。
- ※ 事業系一般廃棄物----- 事業活動に伴って生じた廃棄物であって、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- ※ 再利用----- 活用しなければ不要となる物又は廃棄物のうち有用な物を再び使用すること、又は資源として利用（再生利用）することをいう。

## (2) 廃棄物と事業者の責務

事業活動に伴って生じた廃棄物の処理については、廃棄物処理法で、

- ① **事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。**（第3条第1項）
- ② 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。（同条第2項）
- ③ 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。（同条第3項）

と規定されています。

これは、**事業者がその事業活動に伴って生じたすべての廃棄物について、その廃棄物が事業系一般廃棄物か産業廃棄物であるかにかかわらず、すべての処理責任を有することを明らかにしています。**

## (3) 事業系一般廃棄物の処分方法及び収集運搬業者への委託

会社やお店、各種施設等の事業所から出るごみは一般のごみ集積場には出せません。廃棄物処理法第3条では、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者が「自らの責任において適正に処理」することとなっています。これは自己処理だけに限らず、事業者自身が富山地区広域圏クリーンセンターへ直接搬入することや、民間の業者に処理を委託することもこれにあたります。

なお、廃棄物の処理を他人に委託するときは、許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ委託しなければなりません。（廃棄物処理法第6条の2第6項）

ただし、古紙などもっぱら再生利用の目的となる廃棄物の処理委託については、許可のない資源回収業者へ委託することが可能です。

## (4) 事業系一般廃棄物の減量計画

廃棄物処理法第6条の2第5項では、増え続ける事業系一般廃棄物の減量対策として、市町村長が、「事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成」を指示できることとされています。

本市では、同法及び条例に基づき、対象となる事業所に「事業系一般廃棄物減量計画書」を提出いただいています。

## 2 廃棄物の減量とリサイクル（再生利用）について

### （１）廃棄物の排出及び処理状況の調査

廃棄物の減量とリサイクルを推進するには、建築物の中から廃棄物がどのように排出されているのか、現状を正確に把握する必要があります。

テナントビルでは、各テナントに廃棄物の種類と量を報告してもらう方法や、建築物の清掃業務を担当しているビル管理会社か廃棄物の収集運搬業者が把握している場合があります。

また、新聞、雑誌、段ボール類は既に資源として回収され、リサイクルされている場合がありますので、回収量及び回収ルートを知っておく必要があります。

### （２）回収ルートに携わる関係者との協議

リサイクルを円滑に進めるためには、回収ルートに携わるビル管理会社、収集運搬業者及び資源回収業者と事前に十分な相談をして、理解と協力を得る必要があります。資源回収の推進により、業務量・業務内容に変化が生じた場合は、その都度、ビル管理会社、収集運搬業者及び資源回収業者と調整や協議をする必要があります。

### （３）廃棄物の徹底した分別がリサイクルの出発点

廃棄物の資源化をすすめる場合、最も大切なことは、種類ごとに徹底した分別を行うことです。

事業者は、社員への啓発を通じて、可能な分別方法を検討するとともに、資源回収業者とも話し合っ、分別方法を決定することになります。

### （４）空き缶・空きびんのリサイクルについて

空き缶・空きびんは、分類することにより資源として再利用できます。分別して集め、リサイクルをすすめてください。

### （５）廃棄物の処理費用とリサイクルについて

廃棄物の処理費用は、ごみ処理施設において環境対策等に多大な費用を要することなどから、極めて高い水準で推移しています。

事業者の皆様には、廃棄物の処理には相当な経費が必要であることを理解していただき、可能な限り廃棄物の発生抑制と再利用に、ご協力をお願いします。

～ 事業系ごみ減量化にむけた取り組みの例 ～

◎ 発生抑制のための取り組み ◎

- ・ 商品の梱包用のビニールを減らす。
- ・ 裏面使用可能なOA用紙は両面使用する。
- ・ 食堂で発生した食品残渣を生ごみ処理機で堆肥化する。
- ・ 食品提供時の小分け・小盛りや、製品販売時の簡易包装などの工夫。
- ・ 使い捨てスプーンやワンウェイプラスチックの使用を控える。
- ・ 不要となった事務用品や備品はフリーマーケットを利用するなど、なるべくごみとして排出しないようにする。

◎ 分別徹底のための取り組み ◎

- ・ ごみ集積スペースを広く確保して、品目ごとに整理しやすくする。
- ・ 各事務所のフロアに品目ごとのごみ箱を設置して、小まめに分別してもらう。
- ・ 機密文書について、古紙のリサイクルルートをできるだけ活用する。
- ・ 分別排出の対象品・禁忌品の表示をイラストや文章でわかりやすく社内に掲示する。

◎ 職場内での環境意識の醸成への取り組み ◎

- ・ 各部署でのごみ排出量の把握と、減量化につながる工夫を考案する。
- ・ 環境活動団体等が主催する環境学習会や環境イベントに参加する。
- ・ 事業者単位で地域の環境美化活動に参加する。
- ・ 古紙の売却単価を掲示することで「廃棄物ではなく有価物」という意識の浸透を図る。

～ 家庭ごみの更なる減量化にむけて ～

「生ごみ」の発生抑制の取り組み

家庭ごみの約35%は生ごみで、多くの水分を含んでいることから、その水分を取り除くことでごみの減量化のほか、集積場の衛生面の確保等も期待できます。

◆ 手つかず食品や食べ残し等の食品ロスの削減

- ・ 無駄なものを買わずに、作り過ぎない
- ・ 冷蔵庫をこまめにチェックする など

◆ 生ごみの水きりの徹底

- ・ 生ごみの約80%は水分と言われています。
- ・ 三角コーナーやネット等による水切りで、大きな減量効果があります。



食品提供時の小分け・小盛りの工夫や、飲食店等での食べ残し削減の呼びかけが、生ごみの減量化につながります。

**SDGsの実現に向けて取り組もう! SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

**水きり** 生ごみは水きりしようね!

エコゼロ

**水きりアクション**

- 生ごみの約80%は水分です。
- 生ごみは水分をよくきってから出しましょう。
- 食品包装の衛生環境を保ち、ごみ収集車の汚れを防止します。
- 家庭ごみを減らすことで、減量効果の削減にもつながります。

**たべキリン** おいしく食べきりだよ!

**食べきりアクション**

食材の適量購入、適量調理の心がけを!

- 必要な量を把握し、作り過ぎを避けましょう。
- 消費期限をこまめに確認し、食べ残しは冷凍保存をしましょう。
- 賞味期限が切れた食品は、賞味期限内に食べ残しを減らすようにしましょう。

食べきれない場合は事前にお店の人に伝える!

惣菜や弁当内で食べ残したものは、お持ち帰りしていただくか、お持ち帰りできない場合は、お持ち帰りできない旨をお知らせください。

食材を再調理する!

いつも食べている食材は、お持ち帰りして家で再調理しましょう。

賞味期限が切れた食品は、賞味期限内に食べ残しを減らすようにしましょう。

賞味期限が切れた食品は、賞味期限内に食べ残しを減らすようにしましょう。

賞味期限が切れた食品は、賞味期限内に食べ残しを減らすようにしましょう。

〇この活動に関するお問い合わせは 富山県環境センター 電話 TEL.076-429-5017 富山県消費生活センター TEL.076-443-2123

### 3 事業系一般廃棄物減量計画書について

#### (1) 「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出が必要な事業所

対象となる建築物は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定している「特定建築物」及び「大規模小売店舗立地法」で規定する「大規模小売店舗」のほか、事業系一般廃棄物を多量に排出すると市長が認めるものとして、以下のものが対象になります。

- ① 事業用途に供する延べ面積が3,000㎡以上の建築物（特定建築物）  
ただし、学校については、8,000㎡以上の建築物
- ② 店舗面積が1,000㎡を超える建築物（大規模小売店舗）
- ③ 3,000㎡未満の事業所でOA用紙等が排出されると思われる  
金融・証券・保険会社等
- ④ 一般廃棄物の焼却処分量が、年間50tを超える事業所

#### (2) 「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成・提出について

「事業系一般廃棄物減量計画書」は、毎年4月1日現在で前年度実績、今年度計画を記入するものです。

提出期限：令和7年5月30日（金）

#### 提出方法

- ・郵送：〒930-8510  
富山市新桜町7番38号  
富山市廃棄物対策課 減量推進係
- ・メール：haikibutsu-01@city.toyama.lg.jp

事業系一般廃棄物減量計画書の様式は富山市のホームページからダウンロードすることができます。

「富山市 事業系ごみの減量」で検索してください。

<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010228/1005356.html>

※提出はメール又は郵送でお願いします。（代表者印は不要です。）

【記載例】

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

[参考事項]

4 ビル管理会社名

名称	所在地	電話番号
△△ビル管理(株)	富山市新桜町2番2号	432-4111

富山市事業系一般廃棄物減量計画書

(宛先)富山市長

住所(所在地)

5 再利用可能物の回収委託業者名

品目	名称	所在地	電話番号	再利用量
紙類	□□紙業(株)	富山市新桜町3番3号	432-2222	25トン
厨芥類	○○○○(株)	富山市新桜町4番4号	432-3333	1.5トン
空き缶・空きびん	☆☆商店(有)	富山市新桜町5番5号	432-4444	2トン
				トン

整理番号

富山市新桜町1番1号

氏名(名称及び代表者氏名)

〇〇商事株式会社 富山支店

代表取締役 富山太郎

富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第8条の規定により、事業系一般廃棄物の減量計画を提出します。

建築物の概要	
建築物の名称	〇〇商事ビルディング
建築物の所在地	富山市新桜町1番1号
建築物の所有者	注2 〇〇商事株式会社
若しくは権原を有する者	連絡先 立山 劍三 電話番号 456-7890
構造等	地上 5 階、地下 1 階、延床面積 10,000 m <sup>2</sup>
建築物の用途	1 事務所 2 百貨店 3 スーパーマーケット 4 小売店舗 5 複合用途※ 6 その他( )
注6 ※複合用途の内容	1 事務所 5 社 合計 8,000 m <sup>2</sup> 2 飲食店 3 社 合計 600 m <sup>2</sup> 3 小売店舗 社 合計 m <sup>2</sup> 4 その他( ) m <sup>2</sup> 共用部分( 1,400 m <sup>2</sup> )
注7 建築物内就業人員	300 人

6 一般廃棄物収集運搬委託業者名

品目	名称	所在地	電話番号	収集量
紙類	△△工業(株)	富山市新桜町6番6号	432-5555	6トン
				トン
				トン
				トン

7 事務所内での自己処理について(事務所内で、中間処理をしている場合に記入してください。)

処理方法	生ごみ処理機器	その他( )
処理の実績		トン
処理後の残渣等について(利用方法等)		

8 ごみ処理経費について(一般廃棄物にかかる年間処理経費を記入してください。)

2,500 千円

(裏面へ)



減量計画

【記載例】

年度 区分	令和 06 年度 実績				令和 07 年度 計画				備考	
	発生量 トン/年 A	自家処理量 トン/年 B	再利用率 トン/年 C	廃棄処分量 トン/年 A-(B+C)	減量率 (B+C)/A (%)	発生量 トン/年 A	自家処理量 トン/年 B	再利用率 トン/年 C		廃棄処分量 トン/年 A-(B+C)
一般廃棄物の種類										
紙 ( O A 用紙等 )	19	0	17	2	89.5%	18	0	17	1	94.4%
紙 ( 新聞、雑誌、段ボール )	8	0	8	0	100.0%	7	0	7	0	100.0%
紙 ( 機密書類 )	4	0	0	4	0.0%	4	0	0	4	0.0%
厨芥類 ( 残飯、生ごみ )	1.5	0	1.5	0	100.0%	1.5	0	1.5	0	100.0%
その他 ( )										
小計	32.5	0	26.5	6	81.5%	30.5	0	25.5	5	83.6%
空き缶	1	0	1	0	100.0%	1	0	1	0	100.0%
空きびん	1	0	1	0	100.0%	1	0	1	0	100.0%
プラスチック類	0.5	0	0	0.5	0.0%	0.4	0	0	0.4	0.0%
小計	2.5	0	2	0.5	80.0%	2.4	0	2	0.4	83.3%
合計	35	0	28.5	6.5	81.4%	32.9	0	27.5	5.4	83.6%

[参考事項]

1 シュレッダーの使用の有無

(有) ・ 無

2 再生品の使用状況

コピー用紙	(有) ( 80% ) ・ 無	トレットペーパー	(有) ・ 無
印刷物	(有) ( 100% ) ・ 無	その他 ( 制服・文房具 )	(有) ・ 無

3 現在取り組んでいるリサイクルの状況や、ごみの減量にあたって課題に感じていることなどを記入してください。

- ・新聞、雑誌、段ボール類は、各フロアに集積場所を設け、全量を資源化している。
- ・OA関係の紙類は両面を使用し、各事務所ごとに回収ボックスを設けて回収の徹底を図っている。
- ・機密書類は全量を廃棄処分しているため、情報の取り扱いに配慮しながら資源化する方法を考える必要がある。

## 4 事業系一般廃棄物減量計画書の記入要領

### (1) 「建築物の概要」

- 注1 ----- 建築物の名称、所在地を記入する。
- 注2 ----- 建築物の所有者若しくは権原を有する方を記入する。
- 注3 ----- 事業系一般廃棄物減量計画書を作成された方の役職名・氏名・電話番号を記入する。
- 注4 ----- 建築物の構造及び事業用に供する延床面積を記入する。
- 注5 ----- 該当するものに○印を付ける。  
「5 複合用途※」の場合は「※複合用途の内容」も合わせて記入する。  
「6 その他」の場合は（ ）内に内容を記入する。
- 注6 ----- 該当するものに○印を付け、社数及び面積を記入する。  
「4 その他」の場合は（ ）内に内容を記入する。また、共用部分があれば記入する。
- 注7 ----- 建築物内の全従業員数を記入する。

### (2) 「減量計画」

令和6年度実績、令和7年度計画の該当する項目について、数値を記入する。

項目「一般廃棄物の種類」

○紙・厨芥類……発生量など量が分からない場合、1週間ほど溜めて計量した後、1日の平均排出量を算出し、月間の排出量を求め、これに事業所ごとの季節による変動割合を掛けて算出する。

○その他のごみ……発生量など量が分からない場合、1カ月ほど溜めて計量した後、事業所ごとの季節による変動割合を掛けて算出する。

○参考欄（空き缶・空きびん・プラスチック類）についても記入する。

項目「区分」

- ・自家処理量……各事業所で処理した量（生ごみ処理機器で減量している場合など）
- ・再利用量……リサイクルしている量
- ・廃棄処分量……廃棄処分した量

### (3) 「参考事項」

#### 1 シュレッダーの使用の有無

該当するものに○印を付ける。

#### 2 再生品の使用状況

コピー用紙	コピー用紙に再生紙を使用している場合は、概ねの使用比率を（ %）内に記入し、使用していなければ「無」に○印を付ける。
トイレトペーパー	トイレトペーパーに再生品を使用している場合は「有」に、使用していなければ「無」に○印を付ける。
印刷物	事業所で作成している広告やチラシなどの印刷物に再生紙を使用している場合は、概ねの使用比率を（ %）内に記入し、使用していなければ「無」に○印を付ける。
その他	その他の品目で再生品を使用している場合は、その品目名を（ ）内に記入し、使用していなければ「無」に○印を付ける。

#### 3 現在取り組んでいるリサイクルの状況や、ごみの減量にあたって課題に感じていることなどを記入してください。

できるかぎり具体的に記入する。

#### 4 ビル管理会社名

ビルを管理している会社名を記入する。（テナントの場合）

#### 5 再利用可能物の回収委託業者名

再利用可能物の回収を委託している場合、それぞれの項目について記入する。

※名称には、委託業者を記入する。

#### 6 一般廃棄物収集運搬委託業者名

事業系一般廃棄物の収集運搬を委託している場合、それぞれの項目について記入する。

※名称には、委託業者を記入する。

#### 7 事務所内での自己処理について

- ・処理方法           その他の場合は、（ ）内に具体的な名称を記入する。
- ・処理の実績       年間の自己処理量を記入する。

#### 8 ごみ処理経費について

- ・年間のごみ処理経費実績を記入する。

## 5 関係法令等

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

第四条の四 法第六条の二第七項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- （1）他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（一般廃棄物の運搬を委託できる者）

第一条の十七 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

- （1）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- （2）第二条各号に掲げる者

（一般廃棄物の処分を委託できる者）

第一条の十八 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

- （1）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者
- （2）第二条の三各号に掲げる者

## 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

### （目的）

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生の抑制及び排出の抑制並びに再利用の促進による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、良好な生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

### （市の責務）

第3条 市は、法の定める責務を果たすため、廃棄物の減量及びその適正な処理並びに資源の有効な利用の確保（以下「廃棄物の減量等」という。）を図るための総合的な施策を講じなければならない。

2 市は、廃棄物の減量等に関し、市民及び事業者の意識の啓発及びその自主的な活動の促進を図らなければならない。

### （事業者の責務）

第5条 事業者は、市の廃棄物の減量等に関する施策に協力し、事業系廃棄物の発生の抑制及び排出の抑制並びに再利用に努めるとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して廃棄物の発生を抑制することとなる方策を講ずるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

### （事業者による減量等の推進）

第10条 事業者は、事業系廃棄物の発生及び排出を抑制するとともに、その事業活動に際して再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を使用することにより、並びに物の製造、加工、販売等に際して次に掲げる方法等により、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

(1) 再利用が可能な容器及び梱包材の使用並びに使用済みの容器及び梱包材の回収

(2) 過剰包装の自粛

(3) 長期間使用又は再利用が可能な製品の開発

### （事業系一般廃棄物の減量計画）

第11条 事業用の大規模な建築物その他事業系一般廃棄物を多量に排出すると認められる建築物で規則で定めるものの所有者（所有者以外に当該建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合には、当該権原を有する者）は、規則で定めるところにより、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。

2 市長は、廃棄物の減量の推進及びその適正な処理のため必要があると認めるときは、前項の計画の変更を指示することができる。

## 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

（事業用大規模建築物等）

第7条 条例第11条第1項に規定する規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (3) 前2号の建築物以外の建築物で、事業系一般廃棄物を多量に排出すると市長が認めるもの

（事業系一般廃棄物の減量計画）

第8条 条例第11条第1項の規定により、同項に規定する建築物の所有者は、毎年5月31日までに、その年の4月から翌年の3月までの間における当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量計画を作成し、富山市事業系一般廃棄物減量計画書（様式第1号）により市長に提出しなければならない。

2 前項の計画を変更したときは、速やかに変更後の計画書を市長に提出しなければならない。

## 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

## 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抜粋）

（特定建築物）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

## 大規模小売店舗立地法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

（基準面積）

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

※条例は制定されていない。

## 大規模小売店舗立地法施行令（抜粋）

（一の建物）

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

（基準面積）

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

## 産業廃棄物の種類

種 類		具 体 例
す べ て の 業 種 に 共 通	燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他熱エネルギー源を物の焼却に依存している場合の焼却残灰など
	汚 泥	工場排水の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程でできる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥など
	廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油（潤滑油系、絶縁油系、洗浄用油系及び切削油系の廃油類など）
	廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類をはじめ酸性の廃液のすべて
	廃アルカリ	廃アルカリ、廃ソーダ液、金属石けん廃液をはじめアルカリ性の廃液のすべて
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）など
	鉱さい	高炉・平炉・転炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタなど
	がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片など
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特 定 の 業 種 に よ る も の	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され、また染み込んだもの
	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びに PCB が染み込んだもの
	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず及び PCB が染み込んだ繊維くず
	動植物性残さ	事業活動に伴って生ずる動植物残さ（あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど）
	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	事業活動に伴って生ずるふん尿（牛、馬、豚、山羊、にわとりなど）
	動物の死体	事業活動に伴って生ずる動物の死体で、種類は、ふん尿と同様
13号廃棄物 （法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物）	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固形化物など）	



